



平成 28 年 5 月 16 日

各 位

会社名 トーソー株式会社
代表者名 代表取締役社長 大槻 保人
(コード番号 5956 東証第二部)
問合せ先 取締役管理本部長 前川 圭二
(TEL. 03-3552-1211)

監査等委員会設置会社への移行および定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成 28 年 6 月 28 日開催予定の当社第 76 回定時株主総会において承認されることを条件として、現在の監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行することを決議し、同定時株主総会に「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 監査等委員会設置会社への移行

(1) 移行の目的

当社では、従来から取締役会の監督機能をより一層強化し、コーポレートガバナンス体制の更なる充実を図ることで企業の持続的な成長および企業価値向上を実現するとともに経営の意志決定と業務執行の透明性、迅速性を高めることを目的として、監査等委員会設置会社に移行するものであります。

(2) 移行の時期

平成 28 年 6 月 28 日開催予定の当社第 76 回定時株主総会において、必要な定款変更に関する承認をいただき、監査等委員会設置会社に移行する予定です。

2. 定款の一部変更

(1) 変更の理由

- ① 監査等委員会設置会社への移行に伴い、監査等委員会および監査等委員に関する規定の新設、ならびに監査役会および監査役に関する規定の削除等を行うものであります。
- ② 平成 27 年 5 月 1 日施行の「会社法の一部を改正する法律」(平成 26 年法律第 90 号)により責任限定契約を締結することができる役員の範囲が拡大したこと

に伴い、業務執行を行わない取締役に期待される役割を十分発揮できるよう、責任限定契約の規定を一部変更するものです。

③ 上記変更に伴い新設、変更および削除等に伴い所要の変更を行うものであります。

(2) 定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

(3) 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成 28 年 6 月 28 日（予定）

定款変更の効力発生日 平成 28 年 6 月 28 日（予定）

3. その他

監査等委員会設置会社移行後の役員人事につきましては、本日開示の「監査等委員会設置会社移行後の役員人事に関するお知らせ」をご覧ください。

以 上

【別紙】

定款・新旧対比表

(下線は変更箇所)

現行定款	変更案
<p>第1章 総則</p> <p>第1条～第3条 (条文省略)</p> <p>(機関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p>(2) <u>監査役</u></p> <p>(3) <u>監査役会</u></p> <p>(4) 会計監査人</p> <p>第5条～第19条 (条文省略)</p> <p>第4章 取締役および取締役会</p> <p>(員数)</p> <p>第20条 当社の取締役は、12名以内とする。</p> <p>(新設)</p> <p>(選任方法)</p> <p>第21条 取締役は、株主総会において選任する。</p> <p>2 (条文省略)</p> <p>3 (条文省略)</p> <p>(任期)</p> <p>第22条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時</p>	<p>第1章 総則</p> <p>第1条～第3条 (現行どおり)</p> <p>(機関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p>(2) <u>監査等委員会</u></p> <p>(削除)</p> <p>(3) 会計監査人</p> <p>第5条～第19条 (現行どおり)</p> <p>第4章 取締役および取締役会</p> <p>(員数)</p> <p>第20条 当社の取締役<u>(監査等委員である取締役を除く。)</u>は、12名以内とする。</p> <p><u>2 当社の監査等委員である取締役は、5名以内とする。</u></p> <p>(選任方法)</p> <p>第21条 取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。</u></p> <p>2 (現行どおり)</p> <p>3 (現行どおり)</p> <p>(任期)</p> <p>第22条 取締役<u>(監査等委員である取締役を除く。)</u>の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のもの</p>

<p>までとする。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第 23 条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</p> <p>2 取締役会は、その決議によって、取締役会長、取締役社長各 1 名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</p> <p>(取締役会の招集権者および議長)</p> <p>第 24 条 (条文省略)</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第 25 条 取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役および各監査役に対して発する。</p>	<p>のに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p><u>2 監査等委員である取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p><u>3 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p><u>4 補欠の監査等委員である取締役の選任の決議の効力は、当該選任のあった株主総会の決議後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p> <p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第 23 条 取締役会は、その決議によって、<u>取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から</u>代表取締役を選定する。</p> <p>2 取締役会は、その決議によって、<u>取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から</u>取締役会長、取締役社長各 1 名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</p> <p>(取締役会の招集権者および議長)</p> <p>第 24 条 (現行どおり)</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第 25 条 取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役に対して発する。</p>
---	--

<p>ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>(取締役会の決議方法) 第 26 条 (条文省略)</p> <p>(取締役会の議事録) 第 27 条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役がこれに記名押印または電子署名する。</p> <p>(取締役会規程) 第 28 条 (条文省略)</p> <p>(報酬等) 第 29 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。</p>	<p>ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 取締役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p style="text-align: center;">(重要な業務執行の決定の委任)</p> <p><u>第 26 条 当会社は、会社法第 399 条の 13 第 6 項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行 (同条第 5 項各号に掲げる事項を除く。) の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</u></p> <p>(取締役会の決議方法) 第 27 条 (現行どおり)</p> <p>(取締役会の議事録) 第 28 条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した取締役がこれに記名押印または電子署名する。</p> <p>(取締役会規程) 第 29 条 (現行どおり)</p> <p>(報酬等) 第 30 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを區別して、株主総会の決議によって定める。</u></p>
--	--

<p>(取締役の責任免除)</p> <p>第 <u>30</u> 条 (条文省略)</p> <p>2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外取締役</u>との間に、<u>任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p>	<p>(取締役の責任免除)</p> <p>第 <u>31</u> 条 (現行どおり)</p> <p>2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>取締役(業務執行取締役である者を除く。)</u>との間に、<u>任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p>
<p>(相談役)</p> <p>第 <u>31</u> 条 (条文省略)</p> <p>第5章 <u>監査役および監査役会</u></p>	<p>(相談役)</p> <p>第 <u>32</u> 条 (現行どおり)</p> <p>第5章 <u>監査等委員会</u></p>
<p>(新設)</p>	<p>(<u>監査等委員の権限</u>)</p> <p>第 <u>33</u> 条 <u>監査等委員会は、法令の定めのある事項を決定するほか、その職務遂行のために必要な権限を行使する。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p>(<u>常勤の監査等委員</u>)</p> <p>第 <u>34</u> 条 <u>監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定する。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p>(<u>監査等委員会の招集通知</u>)</p> <p>第 <u>35</u> 条 <u>監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。</u></p> <p><u>ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p>2 <u>監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査等委員会を開催することができる。</u></p>

<p>(新設)</p>	<p><u>(監査等委員会の決議方法)</u> <u>第 36 条 監査等委員会の決議は、議決に加 わることができる監査等委員の過半 数が出席し、出席した監査等委員の 過半数をもって行う。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p><u>(監査等委員会の議事録)</u> <u>第 37 条 監査等委員会における議事の経過 の要領およびその結果ならびにその 他法令に定める事項については、こ れを議事録に記載または記録し、出 席した監査等委員がこれに記名押印 または電子署名する。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p><u>(監査等委員会規程)</u> <u>第 38 条 監査等委員会に関する事項は、法 令または本定款のほか、監査等委員 会において定める監査等委員会規程 による。</u></p>
<p><u>(員数)</u> <u>第 32 条 当会社の監査役は、4 名以内とす る。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p><u>(選任方法)</u> <u>第 33 条 監査役は、株主総会において選任 する。</u> <u>2 監査役の選任決議は、議決権を行 使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、 その議決権の過半数をもって行う。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p><u>(任期)</u> <u>第 34 条 監査役の任期は、選任後 4 年以内 に終了する事業年度のうち最終のも のに関する定時株主総会の終結の時 までとする。</u></p>	<p>(削除)</p>

<p><u>2 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p>	
<p><u>(補欠監査役の選任に係る決議の効力)</u> <u>第 35 条 補欠監査役の選任に係る決議の効力は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p>	(削除)
<p><u>(常勤の監査役)</u> <u>第 36 条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</u></p>	(削除)
<p><u>(監査役会の招集通知)</u> <u>第 37 条 監査役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各監査役に対して発する。</u> <u>ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u> <u>2 監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。</u></p>	(削除)
<p><u>(監査役会の決議方法)</u> <u>第 38 条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</u></p>	(削除)
<p><u>(監査役会の議事録)</u> <u>第 39 条 監査役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名する。</u></p>	(削除)

<p><u>(監査役会規程)</u></p> <p><u>第 40 条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p><u>(報酬等)</u></p> <p><u>第 41 条 監査役 of 報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p><u>(監査役 of 責任免除)</u></p> <p><u>第 42 条 当会社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる監査役 (監査役であった者を含む。) の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会 of 決議によって免除することができる。</u></p> <p><u>2 当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>第 <u>43</u> 条 (条文省略)</p> <p>第 <u>44</u> 条 (条文省略)</p> <p>第 <u>45</u> 条 (条文省略)</p> <p>第 <u>46</u> 条 (条文省略)</p> <p>第 <u>47</u> 条 (条文省略)</p> <p>第 <u>48</u> 条 (条文省略)</p> <p>第 <u>49</u> 条 (条文省略)</p>	<p>第 <u>39</u> 条 (現行どおり)</p> <p>第 <u>40</u> 条 (現行どおり)</p> <p>第 <u>41</u> 条 (現行どおり)</p> <p>第 <u>42</u> 条 (現行どおり)</p> <p>第 <u>43</u> 条 (現行どおり)</p> <p>第 <u>44</u> 条 (現行どおり)</p> <p>第 <u>45</u> 条 (現行どおり)</p>

(新設)	<p>附則</p> <p><u>(監査役の責任免除に関する経過措置)</u></p> <p>1 当社は、<u>第76回定時株主総会において決議された定款一部変更の効力発生以前の行為に関し、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> <p>2 当社は、<u>第76回定時株主総会において決議された定款一部変更の効力発生以前の行為に関し、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる社外監査役（社外監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p>
------	--

以上